

事業主の皆さまへ

中小企業子育て支援助成金が 平成23年4月から変更されました。

中小企業子育て支援助成金は、中小企業における育児休業の取得促進を図るため、一定の要件を備えた育児休業を実施する中小企業事業主（従業員数100人以下）に対して、初めて育児休業取得者が出た場合に助成金を支給する制度です。（※平成18年3月31日以前に育児休業取得者が出た事業主は支給対象になりません。）

主な改正予定の概要

1 支給対象

- ①平成23年9月30日までに育児休業を終了し、
- ②復職後1年継続勤務をした対象育児休業者までが
支給対象となります。

（但し、平成24年度予算にかかる部分はさらに変更の可能性があります。）

2 支給単価の変更

支給要件を満たした日（育児休業終了日の翌日から起算して1年を経過した日）が平成23年4月1日以降である対象育児休業者から適用されます。

1人目	70万円	（改正前100万円）
2人目から 5人目まで	50万円	（改正前80万円）



厚生労働省・都道府県労働局

<お問合せ先>

- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課啓発援助係（03-5253-1111（内線7866））
- ・最寄りの都道府県労働局雇用均等室